

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 募集要項に関する質問に対する回答書(9月18日時点)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
1	9	第3	4	(1)			参加者の資格等	9頁の図(本市と事業者の関係性)において、維持管理・運営事業者より再委託されているD社は「協力企業」の位置付けという理解でよろしいでしょうか。 また、仮に維持管理・運営事業者がJVやSPCを組成する場合、協力企業であるD社は当該JVやSPCへの出資義務を有していないと理解してよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
2	10	第3	4	(2)	イ		参加者の構成	当該共同企業体が乙型(分担施工)である場合は出資比率という考え方が存在しないため、本項目は適用しないものと考えてもよろしいでしょうか。	分担施工方式の場合、出資比率については適用しないものとします。ただし、当該JVは代表企業を選定し、市に届け出ることとします。
3	10	第3	4	(2)	イ ウ		参加者の構成	イ「参加者がJVを組成する場合、代表企業を選定し、」とありますが、「選定」との記載があることから、ここでの「代表企業」は、要求水準書にて「参加者を代表して参加手続き等を行う者」と定義された「代表企業」とは異なるという認識でよろしいでしょうか。 同様に、ウ「参加者がSPCを設立する場合も、代表企業の出資比率は他の構成企業を下回らないものとする」における「代表企業」についても、SPCにおける代表企業を選定するとの認識でよろしいでしょうか。 本事業が既設水処理を含めた維持管理・運営まで含めた事業となることから、仮にSPCが維持管理・運営事業者となる場合、必ずしも本事業において「参加者を代表して参加手続き等を行う『代表企業』」が、SPCの最大出資者となる必要はないと考えております。	ご認識の通りです。 JV若しくはSPCにおいて最大出資比率を有する代表企業が、本事業に応募した企業グループの代表企業(参加者を代表して参加手続き等を行う者)と同一である必要はありません。
4	10	第3	4	(2)	オ	ー	参加者等の構成	日新電機株式会社への見積依頼は貴市がおこなうとあります。下記を教示ください。 ・見積依頼書(様式Ⅲ-1-6)を貴市へ提出するスケジュール/期限を教示ください。 ・見積回答期日は提案者から提示させていただきます。 ・見積依頼の内容説明・見積内容に対する質疑・見積回収は全て貴市を通じておこなわれるとの理解でよろしいでしょうか。	・見積依頼受領後、概ね2カ月を要します。 ・本見積に係るやり取りは全て市を通じて行われるものにご認識ください。
5	12	第3	4	(4)			本事業の設計・建設事業者	「複数の構成員で建設業務を分担する場合は、各担当工事の要件を満たすこと」との記載があることから、アについては「機械設備工事」を実施するすべての構成企業が当該要件を満たしていれば良いとの認識でよろしいでしょうか。 土木建築工事を実施する構成企業については、「機械器具設置」の登録が不要であると考えており、念の為確認させて頂く次第です。	ご認識の通りです。
6	12	第3	4	(4)	オ		本事業の設計・建設事業者	オについて、「実施方針(案)」に関する質問に対する回答書No.156にて「工場製作期間の監理技術者は専任を要せず、現場施工期間の監理技術者とは別の者の配置が可能」との回答がなされていることから、参加表明書等の提出時に(様式2-9)にて提示した配置予定技術者については、必要により現場施工期間開始までに変更が可能との認識でよろしいでしょうか。 もしくは、参加表明書等の提出時には複数名選出してその中から選出してもよろしいでしょうか。	参加表明時点で資格等の要件を満足することを確認できることを前提として、複数名選出し、その中から実際に配置する人を定めることについて可とします。実際に配置する人員については、原則として申請した中から選任してください。

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
7	12	第3	4	(5)			本事業の維持管理・運営事業者	「維持管理・運営事業者は、次のアからエまでの要件を満たしていること」とありますが、本事業の維持管理・運営事業を複数企業で実施する場合は、実施方針へのご回答No.151,155及び修正後の実施方針に記載のとおり、『少なくとも1者は次の要件を全て満た』していればよいということでしょうか。	ご認識の通りです。
8	14	第3	4	(5)	イ		参加者の参加資格等 本事業の維持管理・運営事業者	「イ「下水道法施行令」(昭和 34 年政令第 147 号)第 15 条の3で規定する資格を有する業務総括責任者、副業務総括責任者を専任で配置できる者」と記載ございますが、入札参加資格を確認するものであつて、事業開始時に必ずしも参加表明で提出する様式2-10に記載の資格者と同一の者を配置する必要はないという認識でよろしいでしょうか。また、事業開始時に参加表明時とは別の者を業務総括責任者・副業務総括責任者として配置する際は、事前に「下水道法施行令」(昭和 34 年政令第 147 号)第 15 条の3で規定する資格を有することを証明すればよろしいでしょうか。	参加表明時点で資格等の要件を満足することを確認できることを前提として、複数名選出し、その中から実際に配置する人を定めることについて可とします。実際に配置する人員については、原則として申請した中から選任してください。
9	15	第3	5	(1)	ウ	(I)	募集要項等に関する質問への回答の公表	募集要項等に関する質問への回答は、令和7年10月10日までに公表されとのことですが、同年10月21日がプロポーザル参加受付期限と、回答からの猶予が殆どないことから、参加資格に係る質問については先行して回答頂くことをご検討願います。難しい場合は、プロポーザル参加受付期限を遅らせるなどのご検討をお願いします。	内容を確認し、必要なものについては先行して回答します。
10	15	第3	5	(1)	ウ	(I)	募集要項等に関する質問の受付及び回答	10月10日までに公表する。とありますので、回答は順次との理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
11	15	第3	5	(1)	ウ	(I)	募集要項等に関する質問の受付及び回答	技術対話は、記載のとおり、提案内容の事前確認であり、提案内容の概要を事前に説明する機会でないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 要求水準書に関する質問に対する回答書(9月18日時点)

—	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
1	6	第1	2	(8)	-	-	想定処理フロー	資源化設備建設工事期間中の汚泥処分について、契約主体は事業者とするとありますが、中部浄化センターの脱水汚泥の場外搬出費用について、処分費は事業者負担、運搬費は貴市負担になるのでしょうか。	処分費、運搬費ともに事業者負担とします。
2	20	第2	2	—	—	—	有資格者の配置等	照査技術者、管理技術者、担当技術者は他事業との兼任は可能と考えてよろしいでしょうか。 また、照査技術者と管理技術者は兼任できないとされていますが、管理技術者と担当技術者は兼任できると考えてよろしいでしょうか。	他事業との兼任は制限しません。 管理技術者と担当技術者の兼任は可とします。ただし、照査技術者はその役割を鑑みて、担当技術者との兼任は不可とします。
3	20	第2	2	(1)			照査技術者、監理技術者	監理技術者とは、管理技術者との理解で宜しいでしょうか。照査技術者及び管理技術者の手持ち業務量等の制限はございますでしょうか。	ご認識の通りです。手持ち業務量による制限は設けません。
4	21	第2	3	(3)	—	—	既存施設改修時等の確認	ご提案させていただく設備は汚泥処理の根幹となります。本事業終了後の原状復旧は、既存施設、かつ維持管理に与える影響が大きいと認められる場所のみが対象と考えてよろしいでしょうか。 p.54に記載のとおり、契約終了時の施設機能確認による改善要求に対しては、機能回復をおこなうようにします。	要求水準書に記載のとおり、維持管理に与える影響が大きいと認められる場合に現状復旧を行っていただきます。契約終了時はご認識のとおりです。
5	22	第2	4	(2)	—	—	施工管理体制	機械設備工事、電気設備工事、土木工事、建築工事の監理技術者あるいは主任技術者配置は、工事期間のなかでも、当該工事の現場施工期間中のみ専任及び常駐するものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
6	22	第2	4	(2)	イ～オ		施工管理体制	各監理技術者は専任とありますが、複数工種に同一人物を配置して宜しいでしょうか。	要求する資格を満足する以上は可とします。
7	22	第2	4	(2)	カ	(ア)	施工管理体制	監理技術者あるいは主任技術者は、工事施工に着手するまでの期間は工事現場への専任を要しないとあります。 製作期間と工事期間は別の人員を配置してもよろしいでしょうか。	可とします。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 様式集に関する質問に対する回答書(9月18日時点)

頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
1	2	第2	—	(2)	2-7	—	●●建設共同企業体協定書 乙型JVを組成する場合、国交省標準約款(乙型)をベースに組み替えたものを事業者側で作成して提出することでよろしいでしょうか。 また、上記とする場合、分担工事額については、落札後に追って差し入れる形とさせていただきます。	記載いただいたようにご対応ください。
2	2	第2	—	(2)	2-9	—	設計・建設企業の配置予定技術者の資格 資格要件を満たす複数名を候補者として申請することは可能でしょうか。	参加表明時点で資格等の要件を満足することを確認できることを前提として、可とします。実際に配置する人員については、原則として申請した中から選任してください。
3	2	第2	—	(2)	2-10	—	維持管理・運営企業の配置予定技術者の資格 ・業務総括責任者及び副業務総括責任者は、グループ会社(親会社または子会社)からの受入れ出向者を配置することは可能でしょうか。 ・また、参加申請書類のうち、「維持管理・運営企業の配置予定技術者の資格(様式2-10)」の業務総括責任者及び副業務総括責任者の配置に関して、資格要件を満たす複数名を候補者として申請することは可能でしょうか。 記載例)業務総括責任者(候補者①)氏名、 業務総括責任者(候補者②)氏名	前段について可とします。 後段について参加表明時点で資格等の要件を満足することを確認できることを前提として、可とします。実際に配置する人員については、原則として申請した中から選任してください。
4	様式2-3						参加資格確認申請書 「※発生汚泥の有効利用を提案する場合、以下の(4)及び(5)について記載する」とありますが、本事業において発生汚泥の有効利用提案は必須と考えておりますが、その認識に齟齬がなければ、(1)～(3)と(4)～(6)の相違点をご教示願います。特に相違がないようでしたら、(1)～(3)のみご提出させて頂ければと思います。	有効利用先が場内であり、資源化施設と別の施設を建設する場合(例えば場内において燃焼させる場合等)に(4)～(6)に記載をしてください。 有効利用先が場外などである場合は空欄で構いません。
5	様式2-5						企業グループ構成表 大和市入札参加資格の記入欄に、「受付番号(8桁)」とありますが、受付番号は10桁ではないでしょうか。また、競争入札参加資格認定通知書には認定番号が記載されており、受付番号の記載がないことから、代わりに認定番号(6桁)を記載することでもよろしいでしょうか。	認定番号(6桁)を記載してください。
6	様式2-7						●●建設共同企業体協定書 様式2-7の第8条(構成企業の出資の割合等)では、構成企業の出資割合を規定することになっており、共同施工方式のみを前提としているようにお見受けします。一方で、建設共同企業体の体制としては、共同施工方式のほか、分担施工方式等もございますので、分担施工方式の場合は、様式2-7を適宜修正して準備すればよろしいでしょうか。それとも、貴市ご指定の様式をご提示いただけますでしょうか。	適宜修正の上、提出してください。
7	様式2-8						●●共同企業体協定書 「維持管理・運営業務においてJVを結成する場合に作成する。」との記載ですが、JVではなくSPCを設立の上、当該SPCが維持管理・運営業務の契約主体となる場合は当該様式の提出は不要、との理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	SPC設立の場合、本様式の提出は不要としますが、本様式に類する書類を提出してください。
10	様式IV-8	—	—	—	—	—	機械設備計画 消化設備・資源化設備・脱炭素設備・その他設備について記載する様式ですが、設備の区分・名称は提案者の任意としてよろしいでしょうか。(例えば「脱水設備」を項目として追加する等) 上述が不可の場合、脱炭素設備とは、消化・資源化設備以外の設備との理解でよろしいでしょうか。	消化設備・資源化設備・脱炭素設備・その他設備の4つに区分して回答して下さい。 脱水機については、上記4区分のうち深く関連する区分に回答してください。当てはまらない場合はその他設備に回答ください。 脱炭素設備については消化・資源化設備の副産物等を利用し脱炭素に資する設備を指します。
8	様式IV-13	—	1	(1)	—	—	維持管理・運営計画 (1)維持管理体制の表中に、業務総括責任者と運転管理責任者の記載項目がありますが、要求水準書の中で運転管理責任者の記載はありません。 表中の運転管理責任者は、副業務総括責任者として記載させていただいてよろしいでしょうか。	表記は例のため作業従事者の区分ごとに行を追加して下さい。
9	様式IV-13	—	1	(1)	—	—	維持管理・運営計画 (1)維持管理体制の表の注記に、様式IV-6と整合とあります。上項で副業務総括責任者で記載となった場合は、様式IV-6も副業務総括責任者の欄を追加してよろしいでしょうか。	必要に応じて行を追加してください。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 評価基準に関する質問に対する回答書(9月18日時点)

頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
1	第2	2	(1)			提案内容の審査項目及び配点	提案内容の評価にあたっては、(別紙1)「本審査の評価項目及び配点」と様式IV-16～21への記載内容を照らし合わせて評価されるとの認識でよろしいでしょうか。 例えば、別紙1の7項(事業モニタリング計画)や、17項(臭気対策)、18項(安全への配慮)などは、様式IV-16～21に【評価方針】としての記載がありませんが、事業者にて追記すればよろしいでしょうか。それとも、基礎審査に関する様式IV-1～15にて評価されると理解すればよろしいでしょうか。各様式に上限枚数が定められていることから、ご回答をお願いします。 また、評価基準と様式IV-16～21の【評価方針】は一致させた方が、貴市としても評価がしやすくなるものと思料いたしますので、文言統一や整合確認等をご検討願います。	ご認識の通り、評価にあたっては様式IV-16～21への記載内容を照らし合わせて評価します。 一方で記載のない7項、17項などについては基礎審査に関する様式IV-1～15を踏まえて評価します。
2	別紙1	設計・建設に関する事項	10	—	—	CO2削減量	削減量の定義についてご教示ください。 また、評価範囲は水処理設備も含む処理場全体とするか、本事業によって整備される施設範囲とするかについてもご教示ください。 1)消化ガス発電等による場内での削減量 2)「場内での排出量」ー「上記1)」 3)「現状の発生量」ー「上記2)」	削減量については、現状における温室効果ガスの発生量に対する減少量とし、本事業で整備される汚泥処理に係る施設の範囲にて評価します。 ※ベースとなる発生量については、近日お示しします。
3	別紙1	その他	20	—	—	CO2削減	本項の「事業費」とは、設計・建設工事費＋維持管理・運営費の提案金額の総額を指すと理解してよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為） 事業契約書等(案)に関する質問に対する回答書(9月18日時点)

但行	資料名	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答案
1	基本契約書(案)	5	1	(1)		役割及びリスク分 担	「代表企業は、設計・建設事業者、維持管理・運営事業者及び資源化物利 活用事業者を兼ねなければならない。」と記載がありますが、代表企業 は設計・建設事業者のみでよろしいでしょうか。	本事業の事業者選定までにおける代表企業は、参加者を代表して参加 手続きを行う者を指しますので、設計・建設事業者のみではございませ ん。 各契約に行ける代表企業は、その契約行為の代表企業を指します。
2	基本契約書(案)	5	1	(1)		役割及びリスク分 担	「また、設計・建設事業者、維持管理・運営事業者及び資源化物利活用事 業者の全部または一部がJVの場合は、当該JVに参加する全ての構成企 業の中で代表企業の出資比率は他のJV構成企業の出資比率を下回ら ないものとする」と記載がありますが、代表会社の出資比率が他構成企 業の出資比率を下回ってもよろしいでしょうか？	例えば、設計・建設事業者、維持管理・運営事業者のそれぞれにおいて JVを構成する場合、各JVにおける代表企業を設定し、その代表企業の 出資比率がそのJV内において最大としてください。